

6月号 広島県央商工会

TEL437-0180 FAX437-0250 https://skk.hh-kenoh.jp/ E-mail kenoh@hint.or.jp

令和6年度 第16回 広島県央商工会通常総代会開催

5月27日(月)午後3時00分より、広島県央商工会で令和6年度通常総代会を開催しました。当日は、各地区の総代59人が出席(うち委任状出席30票含む)され、上田氏(河内)が議長となり、下記議案がすべて承認されました。

【第1号議案】 令和5年度 事業報告書、収支決算書・貸借対照表及び

財産目録承認について(監査報告)

【第2号議案】 広島県央商工会 会費·手数料等基準の一部改定(案)

の承認について

【第3号議案】 令和6年度 事業計画書(案)、収支予算書(案)の承認

について

【第4号議案】 令和6年度借入最高限度額(案)の承認について 【第5号議案】 広島県央商工会 北部会館移転の承認について

【第6号議案】 任期満了に伴う役員の選任について

新会長	乗越耕司
新副会長	下永速 沖正文
新理事	川崎徳之 坂田清志 西川美利 山田泰作 上田正彦 西山雅仁 菊田浩美 國川清己 浜城博之 石川淳 吉川雄一 近成一志 有原直樹 高光哲哉 高橋真起石川真澄 川本鈴子
新監事	井上富雄 新田拓也

※敬称略 新任は赤字

北部会館の移転について

平成21年に広島県央商工会設立以降、北部会館として現所在地の建物を使用してきましたが、経年劣化により施設管理、維持が難しくなってきたため移転先を探してきました。移転にあたり、賃借料の軽減を図るため、東広島市の施設で移転可能な物件について、東広島市の関係部署と協議を重ねた結果、下記の移転先に決まりました。

【移転先の概要】

東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2

東広島市豊栄支所内 2階の1室を事務所として使用

(会議室については支所内の会議室を使用)

竣工年 1994 年、鉄筋コンクリート造 3 階建

※移転の時期については8月頃を予定しており、現在準備を進めております。正式に決まり次第、改めて会員の皆様にご案内いたします。

~乗越会長 挨拶 要約 ~

我が国の経済はロシアによるウクライナ侵攻に加え、円安に伴うエネルギー・輸入価格の高騰、人手不足、更には最低賃金の引き上げなど地域の中小・小規模事業者は、売上は上がっても利益を出すことが厳しい状況にあります。それに加えて、私たちの地域は少子高齢化や人口減少により市場が縮小するとともに、働き方改革や後継者不在による事業承継問題、多発する自然災害リスクへの対応、デジタル化への対応など経営に対する課題も山積しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況に置かれています。

国においては、令和6年度商工会関係予算は、令和5年度補正予算と合わせて、小規模企業対策予算3千億を超える予算が計上され、内容は、ものづくり、IT導入、持続化補助金を総称とした生産性革命推進事業などの補助金が用意され、地域経済を支える中小・小規模事業者の成長、発展を後押しするための支援策が大幅に拡充されております。

このような中、広島県央商工会は今年度、経営発達支援計画3期目のスタートの年であり、東広島市と連携して経営発達支援事業及び事業継続力強化支援事業に取組み、売上向上と利益の確保を実現し、合わせて災害等の事業継続リスクへの対応力を強化することにより、地域経済を支える小規模事業者の持続的発展に貢献します。

具体的には、巡回訪問を充実させ対話と傾聴による個社の事業計画 及び事業継続計画の策定と実行支援やDX化に向けた支援を戦略的に 実施し、売上・利益・生産性の向上という「成果目標」を見据え、チーム 商工会で伴走支援を行ってまいります。また、会員皆様の利便性の向上 と商工会としての経費節減を考え、今年度、北部会館を東広島市豊栄 支所内に移転を行う準備をしておりますので、ご理解賜りますようお願い 申し上げます。

結びに、広島県央商工会は県連の行動指針「常に挑戦!未来へ貢献!」に沿って、会員事業者の皆様に対し、チャレンジ精神を忘れることなく、将来に向かって挑戦をし続けて頂ける支援を行って参りますので、引き続きご支援ご協力を受け賜わりますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

手数料等基準の一部改定について

先般行われた通常総代会にて、決算申告手数料、会館使用料、印刷代について手数料基準を改定いたしました。※決算申告手数料については、 同封の総代会資料 P26. 第2号議案「会費・手数料等基準の一部改定(案)の承認について」をご参照下さい。

●会館使用料 改正後

WEB セミナー活用のご案内 利用無料

WEBセミナーは、インターネットでセミナー映像を視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。

24時間いつでもご利用でき、勉強会(社内研修)にもご活用頂けます。一流の講師陣によるセミナーが 700 本以上揃っています。

■経営 ■実務 ■労務 ■税務・経理 ■政治・経済 ■研修・人材育成 ■著名人 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル…

《ご利用方法》

- ① 広島県央商工会に申込を行い WEB セミナーの専用 ID とパスワードを取得する。
- ② 広島県央商工会のホームページにアクセス URL: https://skk.hh-kenoh.jp/
- ③ 【経営に役立つ無料の WEB セミナー】をクリック
- ④【 WEB セミナー視聴はこちらから】をクリック
- ⑤ 画面右上 ログイン をクリックし ID とパスワードを入力

WEBセミナー利用の申込については、別紙、申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

【お問い合わせ】広島県央商工会 Tel 082-437-0180 Fax 082-437-0250

健康第一セミナーのご案内

息の長い経営を行うためには、経営者・従業員の健康が欠かせません! 心身ともに健康で活き活きと輝く毎日が過ごせるよう、セルフケアの方法を学びませんか?

講師に作業療法士の原子先生をお招きし、簡単体操や健康クイズ等を取り入れた参加型のセミナーを開催しますので、老若男女問わずご参加下さい!

日 時: 令和6年7月24日(水) 18:00~19:30 場 所: 広島県央商工会 本所2階(河内)

講 師:原子 絵美(作業療法士 リハビリテーション)

定 員: 15名

持ち物:筆記用具、飲み物(ペットボトル、水筒)

申込方法: 同封のチラシに、お名前、電話番号等必要事項をご記入 の上、商工会へ FAX にてお申込み下さい。

融資制度マル経融資(経営改善貸付)のご案内

☑マル経融資の特徴

- 1 無担保・無保証人の制度で法人の場合、代表者の保証も不要です。
- 2 完済まで固定金利です。
- 3 安心して利用できる国の融資制度です。

☑融資制度

・ご利用いただける方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)の方、商工会の実施する経営指導を受け、長の推薦を受けた方

- ·ご融資限度額2,000万円以内
- ・ご融資期間(うち据置期間):

運転資金 7年以内(1年以内)

設備資金10年以内(2年以内)

- ・利率:年利 1.45%(固定) ※融資利率は金融情勢により変わります。
- ·担保·保証人:無担保·無保証人

☑お手続き

商工会へご相談・申込➡商工会から公庫へ推薦➡公庫からご融資

【お問い合わせ】広島県央商工会

Tel 082-437-0180 Fax 082-437-0250

マル経融資金利改定について

マル経金利は、6月3日より下記の通り改定されましたので通知いたします。

定額減税開始・源泉事務について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税・住民税の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました(※減税には所得制限あり)。

【減税額】

·所得税

減税額=3万円×(納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数) ※その人の所得税額が限度

·個人住民税

減税額=1万円×(納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数) ※その人の住民税所得割額が限度となります。

【減税の実施時期】

(1)給与所得者の場合

給与所得者に対する減税額は、令和6年6月以降の所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収からスタートする。所得税は令和6年6月1日以後に支払う給与等から減税額が順次控除される。住民税は令和6年6月分は特別徴収が行われず、令和6年7月から令和7年5月までの 11 ヶ月間、地方公共団体から通知された減税後の住民税が徴収される。

(2)事業所得者・不動産所得者の場合

事業所得者に対する減税は、原則として確定申告で実施される。ただし、予定納税の対象者については、第1期分の予定納税の際に、納税者本人分の減税額3万円が控除される。予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分及び第2期分の予定納税の際に、同一生計配偶者及び扶養親族に係る減税額を控除することもできる。

【給与支払者の減税事務】

(1)所得税の減税事務

月次減税事務	令和 6 年 6 月以後の給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除。	
年末調整減税 事務	年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算 する。	

月次減税事務の流れ

①減税を受けられる人の確認

減税を受けられる人は、令和6年6月1日現在の在職者のうち、給与支払者に対して「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している居住者に限られる。

②通常どおり源泉徴収税額を計算

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等について、通常どおり所 得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を計算する。(控除前源泉徴 収税額)

③減税額の計算

減税額=3万円×(納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)

④控除前源泉徴収税額から減税額を控除

令和6年6月の控除前源泉徴収税額から減税額を控除。なお、控除しきれない場合には、7月以後の給与等に係る控除前源泉徴収税額から順次控除する。

※給与支払明細書には月次減税額のうち実際に控除した金額を表示する。

(2)住民税の減税事務

令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月間において、地方公共 団体から通知された減税後の個人住民税を徴収する。

定額減税についてご不明な点は商工会へご相談下さい。

令和6年能登半島地震 被災地商工会への職員派遣

ご承知のとおり、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により北陸 4県の商工会地区の事業者は甚大な被害を受けておられます。

この度、広島県央商工会も派遣要請を受け、6月から順次、石川県能登町商工会へ向かいます。そのため、人員が手薄となり、会員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

今後も被災地の方々の一日も早い復興を願い、微力ながら協力させて頂きます。

《所得税の納期特例の納付日 お知らせ》

10 人未満の事業所で「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」を提出している事業所は、1月から6月分の所得税を7月10 日(水)までに納付することとなっています。

商工会で納付書の作成等を依頼されている事業所は、お早目に商工会へご来会ください。